第九十二条　争乱の際の待遇

1　一方の締約国は、武力紛争、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する自国の区域内の事件により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により自由交換可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第九十三条　代位

一方の締約国の投資家が、自国の法律に基づいて設立され、又は組織される保険者から保険契約、保証契約又は損害のてん補に係る契約に基づいて支払を受ける場合には、他方の締約国は、当該投資家の権利又は請求権の当該保険者への譲渡を承認し、かつ、保険者が代位により当該投資家の当初の権利又は請求権と同じ範囲において権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。

第九十四条　投資家と締約国との間の投資紛争の解決

1　この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該投資家又はその投資財産に関し、この章の規定に基づく当該一方の締約国の義務の違反により損失又は損害を生じさせたものをいう。この条の規定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する紛争については、適用しない。

2　投資紛争については、可能な限り、投資家の要請により行われる協議であって、紛争当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）と投資家（以下この条において「両紛争当事者」と総称する。）との間の友好的なものを通じて解決する。

3　紛争当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）から書面による協議の要請があった日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議により解決されない場合には、紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの機関又は規則の下の国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）によって設立される投資紛争解決国際センター（以下この条において「ＩＣＳＩＤ」という。）

(b)　ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則。ただし、いずれかの締約国のみがＩＣＳＩＤ条約を締結している場合に限る。

(c)　特別の仲裁裁判所。この場合には、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百七十六年四月二十八日に採択された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則に基づいて設置される仲裁裁判所とする。

4　各締約国は、紛争投資家が、投資された投資財産に関し、投資紛争を3に規定する国際的な調停又は仲裁に付託することに同意する。

5　4の規定にかかわらず、3に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から五年が経過した場合には、行うことができない。

6　紛争投資家は、次の条件を満たす場合には、投資紛争を国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　紛争投資家が、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において、投資紛争の解決のための手続を開始していないこと。

(b)　紛争投資家が、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において、投資紛争の解決のための手続を開始した場合には、紛争投資家が、当該投資紛争に係る当該手続を撤回すること。紛争投資家は、その撤回に関して、調停又は仲裁への書面による付託に当たり、いずれの締約国の法律に基づく司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関においても、この章に規定する違反に係る手続を開始又は継続する権利を放棄する旨の記述を当該付託の書面に含めなければならない。

7　紛争投資家は、紛争締約国の司法裁判所又は行政裁判所において、暫定的な差止めによる救済を求める申立て（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を開始又は継続することができると了解される。ただし、当該申立てについては、当該調停又は仲裁が係属している間、紛争投資家の権利及び利益を保全することのみを目的とする場合に限り行うことができるものとする。

8　仲裁は、両紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締約国において行う。

9　3の規定により設置される仲裁裁判所は、この章の規定及び関係する国際法の規則に従って、投資紛争につき決定する。投資紛争が第八十六条2に基づく請求を含む場合には、当該仲裁裁判所は、当該請求につき、この章の規定及び以下のものに従って決定する。

(a)　関連する投資契約に規定する法規その他両紛争当事者が合意する法規

(b)　(a)に規定する法規がない場合には、次の(i)及び(ii)に規定するもの

(i)　該当する国際法の規則

(ii)　紛争締約国の法（法の抵触に関する規則を含む。）

10　紛争締約国は、他方の締約国に対し、国際的な調停又は仲裁に付託された投資紛争について、当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に書面による通知を行い、及び仲裁において提出されるすべての主張書面の写しを提供する。

11　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この章の規定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

12　紛争締約国は、自国の免除を抗弁として主張してはならず、又は被った損失若しくは損害の全部若しくは一部について紛争投資家が保険契約、保証若しくは損害のてん補に基づく補償を既に受領し、若しくは将来受領する旨の事実を抗弁として主張してはならない。

13　いずれの締約国も、国際的な仲裁に付託された投資紛争に関し、外交上の保護を与えてはならず、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、紛争締約国が下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この12の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

14　仲裁の決定は、最終的なものであり、かつ、両紛争当事者を拘束する。当該決定については、紛争締約国の法律に従い、遅滞なく執行されなければならない。

第九十五条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　サービス貿易一般協定第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、ここにこの協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、投資財産に投資を行っている場合について適用する。

2　サービス貿易一般協定第十四条の二1の規定は、投資された投資財産についても準用する。

3　この条の規定は、第八十六条1、第九十一条及び第九十二条の規定については、適用しない。

4　一方の締約国が1及び2の規定に基づく措置をとる例外的な場合には、当該一方の締約国は、当該措置の効力発生の前に又はその後できる限り速やかに、次に掲げるものを他方の締約国に通報する。

(a)　当該措置が影響を及ぼす分野及び小分野又は活動

(b)　当該措置が影響を及ぼすこの協定の義務又は規定

(c)　当該措置の法的根拠

(d)　当該措置の簡潔な説明

(e)　当該措置をとる目的